

議案第 1 号

小松能美都市計画地区計画の決定（小松市決定）

小松能美都市計画矢田野工業団地地区地区計画を次のように決定する。

名 称	矢田野工業団地地区 地区計画	
位 置	小松市矢田野町の一部	
面 積	約 7. 2 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、小松市南部の栗津駅周辺から南西に約 1.9km に位置し、主要幹線道路である南加賀道路が北側に隣接する交通利便性の優れた地区である。これらの立地条件を生かし、工業団地としての適正な土地利用を図り、周辺環境と調和した快適で潤いのある工業団地の形成を目標とするため地区計画を定めるものである。
	土地利用の方針	本地区は、製造業をはじめとする企業の新たな工業地区として適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により用途の混在を防止するとともに、その他建築物等に関する規制を行い南加賀道路からの景観や、周辺の自然や田園風景との調和に配慮した土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	地区内の区画道路は、幅員 9 m 以上を確保し、公園及び調整池を適切に配置する。また、地区内の区画道路との連続性を考慮し地区南側及び西側の道路は、幅員 7 m 以上を確保する。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行い、快適で潤いのある工業団地が形成されるよう誘導する。また、工場排水等の公害防止に努め、周辺農地への環境に配慮する。

地 区 整 備 に 関 する 事 項	地区施設 の配置 及び 規模	道 路	名称：区画道路1号      幅員 9 m      延長：約 2 9 0 m
			区画道路2号      幅員 2 m      延長：約 2 4 6 m
			区画道路3号      幅員 1. 5 m      延長：約 3 3 8 m
			名称：緑道      幅員 2 m      延長：約 5 0 m
		公 園	名称：公園      面積：約 2, 2 0 0 m <sup>2</sup>
		調整池	面積：約 6, 1 0 0 m <sup>2</sup>
	建 築 物 等	建築物等の用途制限	建築基準法別表第二（を）項に掲げる建築物を建築してはならない。
		建築物の容積率の最高限度	2 0 0 %
		建築物の建ぺい率最高限度	6 0 %
		建築物等の敷地面積の最低限度	2, 5 0 0 m <sup>2</sup>
建築物等の壁面位置の制限		建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、公園、調整池若しくは水路（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 （1）道路境界線については 2 m （2）隣地等境界線については 1 m	
建築物等の形態、意匠の制限		1. 建築物等の形態・意匠は周辺の景観に調和し、都市景観上支障がないものとする。 2. 広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観上支障のないもので次に該当するものとする。 （1）屋上及び屋根面には設置しない。 （2）独立広告物は、表示面を含め壁面後退部分に設置しない。 ただし、地盤面からの最低高を 3 m 以上確保し、かつ、壁面後退部分への突出幅が 1 m 以内のものは除く。	
垣又はさくの構造の制限	道路境界線から建築物等の壁面後退区域において、垣又はさくを設ける場合は、次に該当するものとする。 （1）高さ 1. 8 m 以下の生垣又は植栽とする。 （2）高さ 1. 8 m 以下の透視可能な鉄さくやフェンスとする。 （3）レンガ、タイル、化粧ブロック、石、その他これらに類するものを設置する場合は、高さ 0. 6 m 以下とする。 また、生垣や植栽、透視可能な鉄さくやフェンスと組み合わせた場合は、全体の高さを 1. 8 m 以下とする。		

## 理 由

「工業の利便性向上のため、交通利便性の優れた工業地区として新たに基盤整備される区域に定めるものであり、周辺の自然や田園風景との調和を図りながら、良好な景観及び環境を維持するため、地区計画を決定するもの。」